様式第２（第５条関係）

高性能外皮等（ＺＥＨ）

経費内訳書

１．設備の種類・補助対象経費　　※設備は未使用品であること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備の種類 | 材料・機器費 | 設置工事費 |
| 高断熱外皮 | 円 | 円 |
| 空調設備 | 円 | 円 |
| 給湯設備  （家庭用燃料電池システム（エネファーム）を除く） | 円 | 円 |
| 換気設備 | 円 | 円 |
| 計 | ①　　　　　　円 | ②　　　　　　円 |
| ③合計　（①＋②） | 円 | |
| ④補助対象経費  （③の１００円未満切り捨て） | 円 | |

※①・②は値引き後の金額。いずれの金額も消費税を除く

※下記要件を満たしていること。（□にチェックマークを記入）

* ＢＥＬＳ（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）の評価機関から受けた評価により、次に規定するいずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。

（ア）住宅の外皮性能がＺＥＨ強化外皮基準以上であること。

（イ）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

（ウ）住宅の敷地内に再生可能エネルギーを導入すること。（一体的導入の要件として太陽光発電施設の導入は必須とする。）

（エ）設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

* 前記（ア）から（エ）の基準以上を補助の要件とする国の補助事業を受けることにより、いずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。なお、国の補助事業において地域区分等により一部要件の緩和が認められている場合に限り、その要件により補助を受ける住宅に係る設備も補助対象に含める。